

観光バス路上混雑対策業務 仕様書

1 事業名

観光バス路上混雑対策業務委託

2 事業の趣旨

本業務は、観光地周辺の駐車場容量を上回る観光バスを滞留させないように、京都市内の交通秩序を保ちつつ、観光地が外国人旅行者をスムーズに迎え入れることができる体制を整え、観光バスの路上混雑を解消するため、実施するものである。

これまで、関係機関（警察署等）と連携し、路上滞留している観光バスに対し、啓発文の配布を行う等の啓発活動を行ってきたが、今秋はこれに加え、東山エリア観光バス駐車場の満空情報を共有したうえで、路上滞留している観光バスを空き駐車場へ誘導する実証実験を行う。

3 事業の期間

終了日：契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

啓発及び実証実験期間：（1回目）12月上旬のうち5日間

（2回目）2月上旬のうち5日間

時間：午前8時00分～午後4時00分（8時間）

4 業務の内容

（1）1回目

ア 東山五条交差点（国道1号東山五条交差点）周辺及び東山エリアの観光バス駐車場（6ヶ所）に誘導員を配置し、各駐車場の満空情報を共有したうえで、路上滞留している観光バスを空き駐車場へ誘導する。その際、誘導した観光バスのナンバープレート（車籍地）を記録し、誘導先の観光バス駐車場で同一ナンバーの観光バスが駐車したことを確認できるよう記録する。

イ また、東山五条交差点周辺で路上滞留している観光バスに対して啓発文を配布するとともに、所属する旅行会社並びにナンバープレート（車籍地）を記録する。

ウ 上記ア、イの記録を集計し、提出すること。

※ 参考：業務スケジュール（予定）

平成30年11月下旬 啓発及び実証実験の具体的な方法の最終決定

平成30年12月上旬 啓発及び実証実験の実施

平成30年12月下旬 データ提出

（2）2回目

ア 市内における観光バスの路上滞留箇所及びその周辺駐車場に誘導員を配し、路上滞留している観光バスを周辺駐車場へ誘導する。その際、誘導した観光バスのナンバープレート（車籍地）を記録し、誘導先の駐車場で同一ナンバーの観光バスが駐車したことを確認できるよう記録する。

イ また、路上滞留している観光バスに対して啓発文を配布するとともに、所属する旅行会社並びにナンバープレート（車籍地）を記録する。

ウ 上記ア、イの記録を集計し、提出すること。

※ 参考：業務スケジュール（予定）

平成31年1月下旬 啓発及び実証実験の具体的な方法の最終決定

平成31年2月上旬 啓発及び実証実験の実施

平成31年2月下旬 データ提出

5 委託業務の進行等

（１）業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとする。

（２）協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

6 その他

（１）委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行う。

（２）本事業に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。

（３）受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

（４）受託業務実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

（５）円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。